

製菓衛生師免許証再交付申請書

令和 年 月 日

関西広域連合長 様

〒 ー

現 住 所 \_\_\_\_\_

（ふりがな）（ ）

氏 名 \_\_\_\_\_

平成・昭和 年 月 日生

（電話番号 ー ー ）

製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定により、下記のとおり免許証の再交付を申請します。

記

登録府県等	関西広域連合 ・ 府 県
登録番号	第 号 ※不明の場合は空欄
登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 ※不明の場合は空欄
本籍地都道府県 (日本国籍を有しない方は国籍)	
紛失・汚損・破損した免許証に 併記されていた旧氏名・通称名	※併記がない場合、又は不明の場合は空欄。新たに併記を希望する方は、同時に書換交付申請が必要。
再交付を申請する理由	紛失した 汚した 破った その他（ ） ※いずれかに○をしてください。

【添付書類】 製菓衛生師免許証 (免許証の汚損の場合) ※その他詳細は裏面に記載

領収済証明書貼付欄

(3,500円)

※納入通知書の領収印欄に「1」と記載のある部分をお貼りください。

※収入証紙、収入印紙では申請いただけません。

## 免許証再交付申請手続

紛失した免許証の記載事項（氏名、本籍地都道府県名など）に変更がある場合は、名簿訂正・免許証書換交付申請も同時に行う必要がありますので、ご注意ください。（手数料は別途必要です。）

### 1 必要書類（提出書類は返却されません。）

(1) 免許証再交付申請書

(2) 手数料領収済証明書（申請書に貼り付け）

※ 手数料は納入通知書に記載の金融機関窓口で納入通知書により払い込み、金融機関の領収印の押された「領収済証明書（申請書貼付用）」を申請書に貼り付けてください。

(3) 製菓衛生師免許証（紛失の場合は不要）

(4) 本人確認のできる公的証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

（住所や変更事項等が裏面に記載されている場合は、裏面もコピーすること）

(5) 戸籍抄本又は住民票（本籍地は表示、マイナンバーは省略、発行の日から6か月以内のもの。）

※ コピー不可

（日本国籍を有しない方は次の書類を添付してください。）

・短期在留者：「旅券その他の身分を証する書類の写し」

・中長期在留者、特別永住者：「住民票（国籍等の記載の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）」

（詳細は「日本の国籍を有しない方の添付書類」のとおり。）

\* 「名簿訂正・免許証書換交付申請」を同時に提出する場合、又は製菓衛生師免許証を添付する場合は不要

### 2 申請書記載にあたっての注意点

(1) 字は、黒インクのボールペン等の消えないものではっきりと記入してください。

(2) 氏名は、免許証に記載されている文字で記入してください。紛失（又は汚損・破損）した免許証に通称名・旧氏名が併記されていた場合は、その通称名・旧氏名を併記して免許証を交付します。

新たに通称名・旧氏名併記を希望する場合は、同時に書換交付申請が必要です。（書換交付申請において、通称名の併記は、住民票に記載がある場合のみ可能です。）

(3) 日本国籍を有しない方は、本籍地都道府県欄に国籍を、生年月日は西暦で記入してください。

(4) 登録府県等欄は、免許を受けた府県名を記入してください。関西広域連合から免許を受けた方は、関西広域連合に○をつけてください。

(5) 登録番号、登録年月日が不確かな場合は、わかる範囲で記入してください。

### 3 申請書の提出について

必要書類をそろえ、下記提出先まで簡易書留で郵送してください。

提出先

〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階

関西広域連合 製菓衛生師免許担当

受付時間：平日の午前9時30分～午後5時まで（年末年始を除く。）

電話：06-4803-5669

### 4 必要書類に不足や不備がある場合

必要書類に不足や不備がある場合は、事務局から書類の追加提出や補正について連絡します。対応いただけない場合や連絡が取れない場合、当該申請は受理から3か月をもって無効となります。

### 5 免許証の交付

申請書受理後、最長4週間程度で、申請書に記載の現住所あて簡易書留で郵送します。

・郵送後に返戻があった場合は、申請者にて郵便料金（簡易書留）を負担いただく必要があります。

・返戻された日から1年以内に連絡がない場合は、免許証を廃棄しますのでご了承ください。